

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・リポート

今回のテーマ： 会計監査の制度変更 ～監査報告書の長文化～

東芝事件をはじめとする昨今の会計不祥事により、会計監査の信頼性が問われているなか、信頼回復のため、金融庁は、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、監査法人のマネジメントの強化などを柱とした提言を2016年3月に公表しています。この提言には、将来の会計監査の制度変更について諸外国の制度を参考にした様々な提案が含まれており、会計監査を受ける企業側でも大きな影響を受けるものもあります。その中でも特に監査報告書の長文化については、企業のトップ・マネジメントとしても留意が必要と考えられます。

日本における監査報告書

会計監査は、企業が作成する財務諸表に対する監査を行った結果として、監査意見を表明することを最終的な目的としています。また、監査意見は日本公認会計士協会が定める様式に準拠し、監査報告書という文書によって表明されます。

監査報告書は、監査の概要や意見を簡潔に記載した短文式監査報告書と、会計監査によって発見された課題等にも言及する長文式監査報告書に分類されます。我が国における金融商品取引法や会社法に基づいて発行される監査報告書は、一般投資家等の企業のステークホルダーに広く利用されることを考慮し、被監査会社ごとに監査報告書の記載内容が異なることで監査報告書の読者に誤解が生じないように、標準化された短文式の監査報告書を発行することが義務付けられています。

監査報告書の長文化

現在、会計監査の有効性や透明性を高めることを目的として、国際的にも監査報告書の長文化が議論されています。英国では、既に2013年12月期の監査から上場会社等に長文式監査報告書が導入され、米国でも同様の制度改革が予定されています。

英国で制度化された長文式監査報告書では、財務諸表に含まれる監査上の重要な虚偽表示リスクや当該リスクへの監査上の対応等（KAM：Key Audit Matters）について記載が要求され、その結果、被監査会社ごとに固有の重要な虚偽表示リスクが監査報告書に記載されることとなりました。監査報告書上で開示された重要な虚偽表示リスクの内容に関する関心は高く、英国の財務報告評議会（FRC）は、2014年7月から9月にかけて発行された監査報告書に記載された重要な虚偽表示リスクについて調査を行っています。

	監査報告書に記載された重要な虚偽表示リスク
1位	資産の減損
2位	税務
3位	のれんの減損
4位	経営者による内部統制の無効化
5位	収益認識における不正

監査報告書に記載された重要な虚偽表示リスクの平均数
4.2 個

（参考文献：会計・監査ジャーナル No.719）

お見逃しなく！

英国の例から、監査報告書において重要な虚偽表示リスクとして開示される事項は、企業の財務上のリスクに関する情報ともなることから、被監査会社にとって積極的に開示したくないものが含まれることが分かります。資産やのれんの減損については、減損の兆候がある個別の資産内容や、経営者が主張する当該資産から得られる将来のキャッシュフローに関する見積り情報が含まれる可能性もあります。近い将来、企業にとって、監査報告書は単に受け取れば良いものから会計監査人と協議を要するものに変わって行く可能性があります。企業と会計監査人は財務諸表に含まれる重要な虚偽表示リスクについて共通の理解に立てるよう相互に関係を強化していくことが求められます。